



守ろう笑顔 育てよう豊かなこころ 未来に輝け! ときっ子スマイル

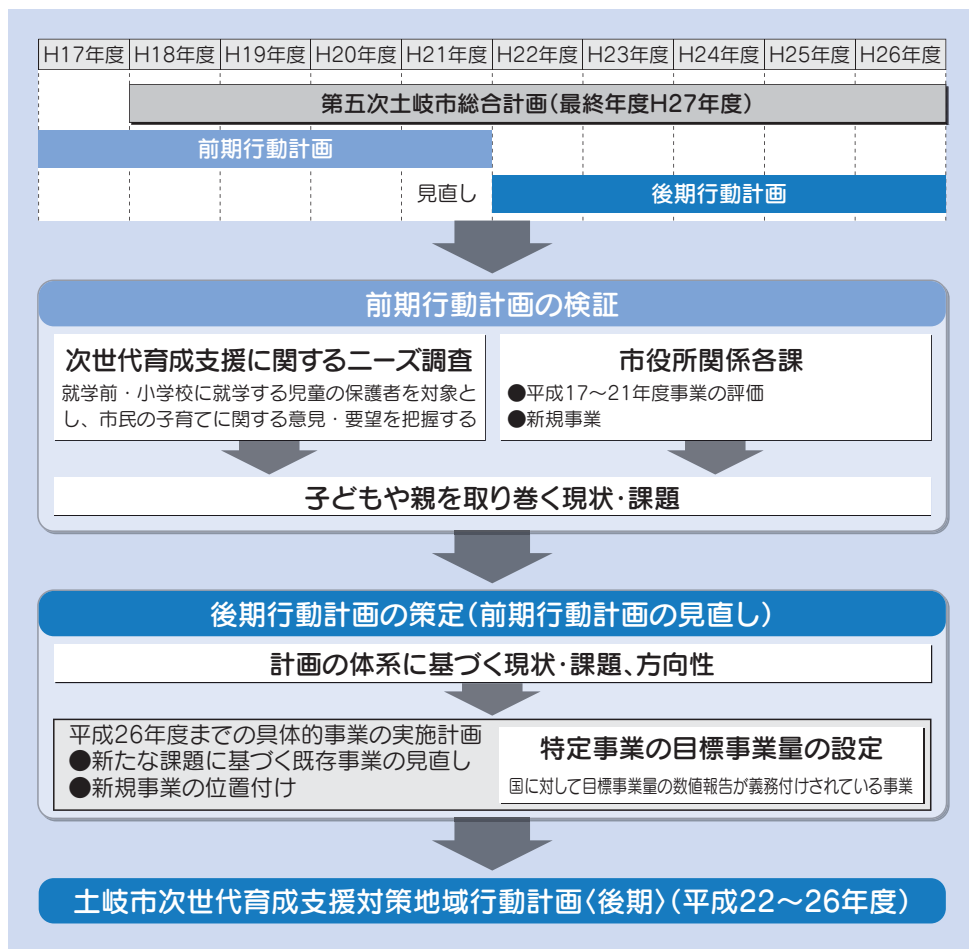
土岐市次世代育成支援対策地域行動計画(後期計画)を策定

日本では、1970年代以降、出生率の低下傾向が続いています。核家族化の進行、共働き家庭の増加や地域付き合いの希薄化など、子育てをめぐる環境が変化する中、子育てをそれぞれの家庭のみで抱えることは難しくなっているのかもしれない。

国は、少子化の流れを変えるため、平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」を制定しました。市も総合的な将来像を見据え、地域の特色を生かしたまちづくりを進める中で、子どもの成長と子育てを地域全体で支援し、子どもが尊重され、子育てが大切にされる社会を計画的に構築するための指針として「土岐市次世代育成支援対策地域行動計画」(前期行動計画)を策定しました。

その後、国においては、現状のままでは一層少子化が進行するものとし、平成19年12月に「子どもと家庭を応援する日本」重点戦略を示し、就労と結婚・出産・子育ての二者択一となつていく構造を解決するためには、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現」と、その社会基盤となる「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」を「車の両輪」として、同時並行して取り組んでいくことが必要不可欠であるとなりました。

こうした状況の中、本市においても前期行動計画策定以降の社会情勢の変化や国の動きに対応し、時代に適応した子育て支援に関する施策を明確にし、重点的に推進していくため、これまで取り組んできた事業の見直しを行い、平成22年度をスタートとする「土岐市次世代育成支援対策地域行動計画」(後期行動計画)を改めて策定するものです。



計画の位置付け

この計画は、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画として位置付け、国が示した「行動計画策定指針」に基づき、市が取り組むべき対策と達成しようとする目標や実施時期を明らかにし、財政状況を考慮しながら、集中的・計画的に取り組みを推進します。また、市の第五次総合計画や関連の分野別計画との整合・連携を図ります。

計画の期間

「次世代育成支援対策推進法」で自治体は、平成17年度から5年間で1期とした行動計画を定めるものとしています。この計画は5年ごとに策定するものとされていることから、今回策定する後期行動計画は、平成22年度から平成26年度までを計画期間とします。

計画の策定体制

次世代育成支援対策に関する基礎資料を得るため、市内在住の就学前および小学校に就学する児童の保護者を対象とした「次世代育成支援に関するニーズ調査」（アンケート調査）を実施し、子育ての実態や意見、要望の把握を行いました。

また、アンケート調査では把握できない市民や地域の実態をより詳しく把握するとともに、幅広い意見を計画に反映させるため、学識経験者、保健・福祉関係者、教育関係者、子育てに関する活動を行う地域活動団体などで構成する「土岐市次世代育成支援対策地域協議会」を設置し、計画の内容などを審議しました。

計画の理念

「守ろう笑顔 育てよう
豊かなこころ 未来に輝け！
ときっ子スマイル」

子どもは、未来を築き社会を担う“宝”です。彼らが自分らしく生き生きと笑顔で健やかに成長できるように、子育ての基盤は家庭であり、親が重要な役割を担うことを基本としながら、さらに、地域や社会全体で子育て家庭を優しく見守り応援していくことが大切です。

そこで、後期行動計画においても、子育て家庭における多様化、複合化する課題に対応するため、子どもの幸せを第一に考え、前期行動計画の基本理念である「守ろう笑顔 育てよう豊かなこころ 未来に輝け！ ときっ子スマイル」を引き継ぐこととします。

次世代育成支援対策地域行動計画

3つの視点と7つの行動計画



基本理念である「守ろう笑顔 育てよう豊かなこころ 未来に輝け!」ときつ子スマイル」を実現させるため、3つの基本的な視点と7つの行動計画を定め、地域における子育て支援事業に取り組みます。

3つの基本的な視点

- 1 子ども自身の育ちを支えるまちづくり
- 2 子育て家庭を支えるまちづくり
- 3 子どもの育ちと子育て家庭を地域社会全体で支えるまちづくり

7つの行動計画

基本目標

- 1 地域における子育ての支援

子育てをしているすべての家庭が子育てに伴う喜びを実感できるように、地域における多様な人材や資源を活用しつつ、行政と地域が一体となつてさまざまな子育て支援の取り組みを推進します。

主な事業

▽一時預かり事業 ▽ファミリー・サポート・センター事業 ▽放課後教室

基本目標

- 2 母性ならびに乳児および幼児などの健康の確保および増進

安心して健やかな子どもを生み育てることができるように、安全で快適な母子保健環境を確保するとともに、乳幼児期から思春期までの子どもの健やかな発育発達を支えるための保健事業や小児医療体制の充実を推進します。

基本目標

- 3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

家庭・学校・地域が一体となつて子どもが自ら学び考え、主体的に行動できる力をはぐくむ教育環境づくりとともに、次代を担う若者が家庭の大切さや子どもを生み育てる喜びを理解できるよう、心豊かで創造性をはぐくむ取り組みを推進します。

主な事業

▽小・中学校教育相談員設置事業
▽小・中学校施設の開放 ▽青少年育成市民会議 ▽公民館活動

主な事業

▽妊婦健康診査 ▽プレママクラス
▽子育て支援教室 ▽訪問事業
▽乳幼児等福祉医療費助成事業

基本目標

4

子育てを支援する
生活環境の整備

子育て家庭が地域で安全・安心で快適な住生活を営めるとともに、子どもや子ども連れが心理的な負担感や不安感を持つことなく、伸び伸びと自由に行動できるよう、親子が安全・安心で快適に暮らせる生活環境の整備を推進します。

主な事業

▽市営住宅の供給 ▽歩道整備事業
▽公園、緑地の整備

基本目標

5

職業生活と
家庭生活の両立の推進

働きながら安心して子どもを生育できることができるように、多様なニーズに柔軟に対応できる子育てをめぐる環境づくりを推進するとともに、子育てと仕事とのバランスが取れる働き方を支援する取り組みを推進します。

主な事業

▽男女共同参画啓発イベントの開催
▽パパママクラス ▽延長保育事業

基本目標

6

子どもなどの
安全の確保

子どもを犯罪や交通事故などから守るため、学校・家庭・地域の協力による子どもの安全確保を図ります。

主な事業

▽交通安全パトロール ▽交通安全女性の委嘱 ▽青少年補導員活動

基本目標

7

要保護児童への
対応などきめ細やかな
取り組みの推進

子どもたちが心身ともに健やかに成長できるように、すべての子どもの基本的な権利が尊重される環境づくりを整備します。また、社会的養護や虐待をはじめとするさまざまな理由により保護を要する児童はもちろんのこと、広く「すべての子どもと家庭」への支援を進めます。

主な事業

▽家庭児童相談 ▽要保護児童対策地域協議会 ▽障害児保育事業
▽民生・児童委員、主任児童委員

計画の推進に向けて

この計画は、福祉・保健・医療・教育・労働・まちづくりなど、幅広い分野で連携し取り組む必要があります。

そこで、計画を適切に推進するため、市役所関係各課が施策の進行状況を把握するとともに「土岐市次世代育成支援対策地域協議会」において、施策の推進や新たな課題に対する意見を聞き、今後の施策運営に役立てていきます。

また、毎年1回、計画に基づく事業の実施状況を点検し、結果を公表するため、本紙や市ホームページへの掲載などにより、広く皆さんにお知らせします。

